

推移により必要が生じたときは、開発計画を変更することができる。

第九条 開発区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者（国の機関、都道府県その他政令で定める者（以下「国の機関等」という。）を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一 海底の掘削その他海底の形質の変更（海面の埋立、干拓及び政令で定めるその他のもの）

二 海底の掘削その他海底の形質の変更（海面における水産動植物の増殖又は養殖の推進による漁業生産の増大に支障を及ぼすおそれのある行為で、政令で定めるもの）

三 都道府県知事は、都道府県が開発計画を定めた場合において、当該開発計画の達成を図るために必要な勧告をすることができる。

四 都道府県知事は、開発区域内において、前項各号に掲げる行為をし、若しくはしないとする者又は海面の埋立を若しくは干拓をする者に対し、必要な勧告をすることができる。

五 都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

第十一条 国の機関等は、開発区域内において第一項各号に掲げる行為をしようとするときは、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

六 都道府県知事は、開発計画の達成を図るために必要な勧告をすることができる。

七 都道府県知事は、開発計画を定めた場合において、当該開発計画の達成を図るために必要な勧告をすることができる。

八 都道府県知事は、開発区域内において、前項各号に掲げる行為をし、若しくはしないとする者又は海面の埋立を若しくは干拓をする者に対し、必要な勧告をすることができる。

九 都道府県知事は、開発計画を定めた場合において、当該開発計画の達成を図るために必要な勧告をすることができる。

十 都道府県知事は、開発計画を定めた場合において、当該開発計画の達成を図るために必要な勧告をすることができる。

十一 都道府県は、開発区域内における水質汚濁等の防止のために必要な措置を講ずるため、開発区域及びその周辺の水域における水質その他の水の状態及び水底の底質の悪化（以下「水質汚濁等」という。）の状況を監視する（国及び都道府県の援助等）

第十二条 国及び都道府県は、開発区域における水質汚濁等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるほか、開発計画の達成のために必要な助言、指導その他の援助を行なうよう努めるものとする。

（指定海域における行為の届出等）

第十三条 開発区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者（国の機関、都道府県その他政令で定める者（以下「国の機関等」という。）を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一 資源管理協定の対象となる海域並びに海洋

二 海洋水産資源の管理の方法

三 資源管理協定の有効期間

第十四条 行政庁は、前条第一項の認定の申請が基本方針において定められた第三条第二項第三号イの指針に適合するものであること

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項が基本方針において定められた第三条第二項第三号イの指針に適合するものであることを

二 資源管理協定の内容が不适当に差別的でないこと。

三 資源管理協定の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

四 その他政令で定める基準

五 その他農林水産省令で定める事項

第十五条 第十三条规定の認定を受けた資源管理協定（以下「認定資源管理協定」という。）に参加している漁業者団体等は、認定資源管理協定の対象となる種類の海洋水産資源を利用する漁業を営む者（認定資源管理協定の対象となる種類の漁業により利用するものに限る。以下「特定漁業者」という。）又はその団体であつて認定資源管理協定に参加していないものに対し認定資源管理協定を示して参加を求めた場合においてその参加を承諾しない者があるときは、農林水産省令で定めるところにより、行政庁に對し、その者の承諾を得るために必要なあつせんをすべきことを求めることができる。

行政庁は、前項の規定による申請があつた場合において、認定資源管理協定に参加していない者の認定資源管理協定への参加が前条第一項の規定に照らして相当であり、かつ、認定資源管理協定の内容からみてその者に対し参加を求めることが特に必要であると認めるときは、あつせんをするものとする。

（水産業協同組合法の特例）

第十六条 認定資源管理協定に参加している漁業協同組合が認定資源管理協定の内容を遵守させることために、総会（総会の部会及び総代会を含む。）で次の各号に掲げる事項の決議を行おうとする。

一 資源管理協定の対象となる海域並びに海洋

二 海洋水産資源の管理の方法

三 資源管理協定の有効期間

とする場合において、当該各号に掲げる者の三分の二以上の書面による同意を農林水産省令で定めるところにより得ているときは、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号第五十条（同法第五十二条第六項において準用する法律））において、漁場としての効用で政令で定めるもの（以下「特定行為」という。）を著しく低下させ、又は喪失させるおそれがある（以下「特定行為を除く。」）は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定海域を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（資源管理協定の認定等）

第十七条 行政庁は、前条第一項の認定の申請が基本方針において定められた第三条第二項第三号イの指針に適合するものであることを

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項が基本方針において定められた第三条第二項第三号イの指針に適合するものであることを

二 資源管理協定の内容が不适当に差別的でないことを

三 資源管理協定の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

四 その他政令で定める基準

五 その他農林水産省令で定める事項

第十八条 第十三条规定の認定を受けた資源管理協定（以下「認定資源管理協定」という。）に参加している漁業者団体等は、認定資源管理協定の対象となる種類の海洋水産資源を利用する漁業を営む者（認定資源管理協定の対象となる種類の漁業により利用するものに限る。以下「特定漁業者」という。）又はその団体であつて認定資源管理協定に参加していないものに対し認定資源管理協定を示して参加を求めた場合においてその参加を承諾しない者があるときは、農林水産省令で定めるところにより、行政庁に對し、その者の承諾を得るために必要なあつせんをすべきことを求めることができる。

行政庁は、前項の規定による申請があつた場合において、認定資源管理協定に参加していない者の認定資源管理協定への参加が前条第一項の規定に照らして相当であり、かつ、認定資源管理協定の内容からみてその者に対し参加を求めることが特に必要であると認めるときは、あつせんをするものとする。

（水産業協同組合法の特例）

第十九条 認定資源管理協定に参加している漁業協同組合が認定資源管理協定の内容を遵守させることために、総会（総代会を含む。）で次の各号に掲げる事項の決議を行おうとする場合は、水産業協同組合法第九十二条第三項において

第二百六十一條 施行日前にされた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理す

この法律の施行前に改正前のそれそれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
(不服申立てに関する経過措置)

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第三百五十五条（第三百六条、第三百二十三条第二項、第三百二十六条第二項及び第三百四十四条の規定）の施行期日（施行期日）抄（附則（平成二年一月二七日法律第二二六号）抄）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二百五十五条 政府は地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

ることとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為にに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(施行期日) 号抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二二年六月二日法律第四一)

(施行期日) 号抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一)

(施行期日) 号抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月四日法律第一一)
三一號 抄
(施行期日)
第一条 二〇〇三年五月一日から施行する。
(海洋水産資源開発促進法の一部改正に伴う経過措置)
第十三條 前条の規定による改正前の海洋水産資源開発促進法(第二十八条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又は新法の相当規定によりした処分、手続その他は新法の相当規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

(施行期日) 九五号 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年五月二六日法律第三四四)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成三十一年二月七日法律第八九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成三十一年二月一四日法律第